

「地域福祉活動助成金（令和５年度申請・６年度使用）」の申請について（お知らせ）

葛飾区社会福祉協議会では、地域で活動されている福祉施設を支援するために、「**赤い羽根共同募金の配分金**」や「**社協の会費**」を原資として、助成事業を行います。

つきましては、地域福祉活動助成事業を下記のとおり実施いたしますので、助成金交付を希望される場合は、申請期間内までにご申請ください。なお、複数の施設が申請される場合は、法人で取りまとめの上、ご提出ください。

記

１．助成対象施設

- (1) 施設の目的及び活動が地域福祉の向上に寄与するものであること。
- (2) **施設が、申請年度において社協の会員であること。**

※ 社協会員の会費は、社協の活動や事業の重要な財源となっております。申請される施設についても社協会員となって、「みんなで創り・育む 安心して暮らせる『わがまち葛飾』の実現」に、ご参加・ご協力をお願いしています。

- (3) 助成金の申請年度の前年を含め、施設として１年以上の活動実績があること。
- (4) 営利、政治、宗教活動を目的としない施設であること。

２．助成対象事業

- (1) 施設・団体に属する対象者に対して行われる事業や行事
- (2) 施設・団体の目的を達成するための啓発活動
- (3) 施設・団体が実施する周年行事等のイベント
- (4) 施設・団体に属する対象者、及びその家族に対して行われる研修事業
- (5) 地域住民等との交流会等

３．助成基準

次の基準により算定された額と、助成対象事業経費の 75%の額とを比較していずれか少ないほうの額。

※ただし、助成対象事業経費の 25%以上は、施設・団体の自己負担額とする（利用者負担金等は含めず）。

施設定員	助成額
201人以上	200,000円
101人～200人	100,000円
51人～100人	70,000円
21人～50人	50,000円
11人～20人	30,000円
1人～10人	20,000円

※ １法人につき５０万円を上限とする。

4. 申請方法

同封の申請書（様式 1）を 10 月 31 日（火）までに社会福祉協議会あてに、郵送またはご持参ください。

複数の施設がご申請される場合は、法人でお取りまとめの上、ご提出ください。

申請書には次の書類を添付してください。

- (1) 定款または会則
 - (2) 役員名簿
 - (3) 5 年度収支予算書及び事業計画書
 - (4) 4 年度収支決算書及び事業報告書
- ※ 4 年度に申請した施設（法人）で、(1) (2) について変更がない場合は、(1) と (2) は省略できます。但し、(3) (4) はご提出ください。

《 申 請 先 》

〒124-0006 葛飾区堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 3 階

葛飾区社会福祉協議会 企画総務課 企画総務係

5. 申請期間 令和 5 年 8 月 1 日（火）～10 月 31 日（火）（必着）

期間内に申請がない場合は、助成金の交付ができませんので、ご注意ください。

6. 審査決定 葛飾区地区配分推薦委員会で審議後、東京都共同募金会の審査・決定を受け、令和 6 年 6 月下旬に決定通知をお送りします。その後 7 月中旬までに助成金をご指定の口座に振込みます。

7. 報告発表 例年開催する“共同募金会葛飾地区協力会役員会”にて活動内容を報告して頂く場合があります。（令和 6 年 8 月に開催予定です。）

《今後の予定》

令和 5 年 10 月・・・助成金申請書提出締切（5 年度申請 6 年度使用分）

令和 6 年 1 月・・・葛飾地区配分推薦委員会開催

令和 6 年 6 月下旬・・・助成金交付決定通知書発送（5 年度申請 6 年度使用分）

※助成金申請のお知らせ発送（6 年度申請 7 年度使用分）

令和 6 年 7 月中旬・・・助成金交付（5 年度申請 6 年度使用分）

《地域福祉活動助成事業とは・・・》

葛飾区社会福祉協議会では、助成基準を設け、共同募金会からの配分金を活用した「地域福祉活動助成事業」を実施しております。

地域の皆様からお寄せいただいた『**赤い羽根共同募金の配分金**』による福祉施設・団体への助成金については、葛飾地区の配分推薦委員会において、東京都共同募金会に募金の配分を推薦し、決定を受けて交付する仕組みとなっております。

《問合せ先》

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

企画総務課 企画総務係

〒124-0006 葛飾区堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 3 階

TEL：03-5698-2411

FAX：03-5698-2513